

3回目の接種予約を来年1月11日から開始



公用車やタクシーで送迎を実施



接種券などはクリーム色の封筒で送付



接種は市内の病院や診療所などで受けられる

新型コロナとこれからのに向けた経済対策

子育て世帯への臨時特別給付のお知らせ

問い合わせ先=こども家庭課 (☎ 321-1247)

子育て世帯への臨時特別給付は、国の新型コロナウイルス感染症の経済対策により、子育て世帯の家計への支援を目的に行う給付事業です。給付は、子ども1人につき10万円相当で、給付金5万円と、子育てに使用する品物やサービスに使えるクーポン券5万円分の予定です。

対象は、次の全てに当てはまる人①平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの子どもを養育している②令和2年の所得が、児童手当の所得制限未満——です。子ども1人当たり月額5,000円の特例給付を受けているなど、児童手当の所得制限以上の所得がある人は、対象になりません。詳しくは、市ホームページ(右記)で確認してください。



まずは5万円を給付。対象は18歳以下の子どもがいる人

市は、この経済対策を受け、まず5万円の給付を行います。申請の有無や給付時期は下記のとおりで、養育している子どもの生年月日により異なります。給付には所得制限があります。

次の人は相談や申請をしてください

DV被害で子どもと避難している人

DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害を受けて子どもと避難している人は、申請により給付を受けられる場合があります。こども家庭課に早めに相談し

てください。

公務員

公務員は、給付を受けるには申請が必要です。給付の対象と思われる人に、来年1月上旬までに申請書を発送します。所得制限などを確認し、申請してください。審査後、指定の口座に振り込みます。

クーポン券は決まり次第お知らせします

クーポン券については、決まり次第、広報高崎や市ホームページなどでお知らせします。

① 平成18年4月2日～令和4年3月31日生まれの子ども(中学生以下)

▶▶▶ 申請は必要ありません

児童手当の受給対象の人に、振込日などを記載した通知を12月14日に発送しました。すでに児童手当を受給している人は12月22日(休)に、同手当の受給開始が12月以降の人は受給手続き完了後に、同手当の振込口座に振り込みます

② 平成15年4月2日～18年4月1日生まれの子ども(高校生相当)

▶▶▶ 申請が必要です

給付の対象と思われる人に、来年1月上旬までに申請書を発送します。所得制限などを確認し、申請してください。審査後、指定の口座に振り込みます。①に当てはまる子どもも養育している人は、申請の必要はありません。振込日などを記載した通知を1月上旬までに発送します

(3) 高崎市役所 ☎ 027-321-1111

市は、新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種について、2回目の接種から8か月経過した人の予約を来年1月11日(火)から開始します。接種は2月からです。今回号では、3回目の接種についてお知らせします。問い合わせは、高崎市コロナワクチン問合せ電話(☎ 395-7300)へ。



市ホームページ

市は、医療従事者を対象に、新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種を進めています。医療従事者以外の人の3回目の接種について、予約を来年1月11日(火)から受け付けます。

対象は2回目の接種から8か月経過した人

3回目の接種は、2月から行います。接種を受けられるのは、接種当日に18歳以上で、2回の接種を終えた人です。2回目の接種日から8か月後の同日から、接種が可能です。接種に必要な接種券は、対象となる人に順次発送。2回目の接種日の7か月後を目安に送ります。

市は、高齢者などの医療機関への移動を支援します。65歳以上の人と障害のある人に、市内のバスで使える新型コロナウイルスワクチン接種用バス乗車補助券500円分を、接種券と一緒に送付。公用車やタクシーでの送迎も行います。

高齢者などの移動支援を行います

本市に転入した人は申請が必要です

本市に転入した人で、ワクチン接種を希望する場合は、申請市に申請してください。申請

予約は電話かインターネットで

市は、1回目と2回目の接種の予約を受け付けています。3回目の接種の予約も、来年1月11日(火)から順次受け付けます。予約は、予約電話に電話するか、専用ホームページから行ってください。

●電話=ワクチン接種の予約電話(月～金曜日、午前9時～午後6時 ☎ 0120-08-5670)へ ●インターネット=専用ホームページ(右記)へ



方法などは、市ホームページで確認してください。